

介護保険事業所等での事故発生時における報告要領

令和3年10月1日 一部変更

介護保険事業者及び基準該当事業者は、介護保険事業所及び基準該当事業所（以下「事業所等」という。）において事故が発生した場合は、利用者の家族および市町村に報告等を行うことが厚生労働省令で定められているが、事業所等が平内町に対して行う事故報告については、この要領に基づいて適切に取り扱うものとする。

1. 報告すべき対象サービス種類

報告を要す事業所等の対象サービス種類については、次のとおりとする。

●介護保険サービス（介護予防含む。）

- | | |
|---------------|--|
| (1) 訪問系サービス | 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 |
| (2) 通所系サービス | 通所介護、通所リハビリテーション |
| (3) 居住系サービス | 特定施設入居者生活介護 |
| (4) 短期入所系サービス | 短期入所生活介護、短期入所療養介護 |
| (5) 施設サービス | 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 |
| (6) 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス |
| (7) その他 | 居宅介護支援、介護予防支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売 |

- 介護保険サービス外
- 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、
軽費老人ホーム

2. 報告すべき事故の対象

事業所等は（１）～（４）の場合、平内町に報告を行うこととする。

(1) サービスの提供中の利用者のケガ又は死亡事故が発生した場合

- ① 「サービスの提供中」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は「サービスの提供中」に含まれる。
- ② ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とする。なお、内部で治療を行ったものなどの場合においても平内町へ報告を行う方が良いと考えるものについては、必要に応じ適宜報告すること。

- ③ 医療機関を受診した場合であっても、診察のみ又はごく簡易な検査で終わった場合、その後に問題が生じないと判断されるものについては報告をしないことができる。
- ④ 誤薬により医療機関の受診を要したものも含まれる。
- ⑤ 事業所側の過失の有無は問わない。（利用者側の自己過失によるケガであっても、該当する場合は報告すること）
- ⑥ 原因の特定できない事故についても、該当の場合は報告すること。
- ⑦ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義（トラブル）が生じる可能性がある場合、又は事件性を有する可能性があって警察等の調査があった場合は報告対象とする。

（2）食中毒及び感染症の発生又は発生疑いの場合

- ① 感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1～4類及びインフルエンザ、感染性胃腸炎等をいう。
- ② 食中毒及び感染症、又はそれらが疑われる者が一週間に2名以上発生した場合は報告する。なお、これに該当しない場合であっても、特に施設長等が報告を必要と認めた場合は報告すること。
- ③ ①および②の要件に該当する場合は、平内町への報告と併せて管轄の保健所へ報告し、指導を受けること。
- ④ その他、関連する法に定める義務がある場合は、これに従うこと。

（3）職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

- ① 利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領など）については報告すること。
- ② 職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は報告すること。なお、虐待については、実際に発見しただけでなく、疑いがあるという段階で報告対象となるので留意すること。

（4）その他、報告が必要と認められる被害や影響が発生した場合

- ① 利用者が行方不明となった当日中に発見できなかった場合は報告する。但し、当日中に発見した場合であっても、警察に捜索願を届け出た場合には報告対象とする。
- ② 事業所内の火事等により利用者に影響がある場合又はそのおそれがある場合は報告すること。

3. 報告の手順

事業所等は事故の報告について、以下の手順で行うものとする。

(1) 事業所等は事故発生後速やかに平内町に電話にて事故概要を報告するか、または5日以内に「別紙様式1 介護保険事業者等事故報告書(感染症以外)」を提出する。(第一報)

- ① 電話で報告の際は、事業所名および連絡者の名前を名乗るとともに平内町の受付者の名前を確認すること。併せて、利用者の氏名および事故の概要・状況を報告すること。
(電話を受けた平内町職員は、別紙様式「介護保険事業所 事故報告連絡票」に内容を記入しておくこと)
- ② 「速やかに」の期限については最大限の努力をして可能な範囲とする。(たとえば、午後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、終業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに電話連絡を行うなど、社会通念に照らして最大限の努力をすること)
- ③ 「別紙様式1 介護保険事業者等事故報告書(感染症以外)」で報告する場合は、少なくとも様式1の1から6の項目までについて可能な限り記載し、遅くとも5日以内を目安に電子メール等にて報告書を提出することとする。ただし、2(2)で定める食中毒、結核その他感染症又は緊急性の高い事故が発生した場合には、別紙様式1での報告ではなく速やかに電話により報告を行うこととする。

(2) 電子メール、持参又は郵送により事故報告書を提出する。

- ① 報告については、サービス提供中の事故については「別紙様式1 介護保険事業者等事故報告書(感染症以外)」で、感染症及び食中毒の場合は「別紙様式2 介護保険事業者等事故報告書(感染症)」で報告する。
- ② 報告については事故発生日から概ね14日以内に行うものとする。
- ③ 事故処理が長期化する場合は、状況の変化等必要に応じ同様式にて中間報告を行い、終息後に事故の原因分析や再発防止策等について作成次第最終報告を行うこと。なお長期化とは、サービス提供中の事故については事故発生から14日以上経過している場合、感染症及び食中毒について初感染者発生日から7日以上経っても新規感染者が発生している場合をいう。
- ④ 用紙に記載しきれない場合は、任意の別紙に記載のうえ添付すること。特に利用者の主張がある場合は、任意の別紙に記載し添付すること。

4. 報告先

事業所は、報告すべき事故が発生した場合は次の者に報告すること。

(1) 被保険者の属する保険者(市町村)

(2) 事業所・施設が所在する市町村

(3) 東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室(事業所の所在が平内町にある場合)

- ① 報告様式および報告方法等については、市町村ごとに決められていることもあるため報告先の定めに従い報告すること。

- ② 厚労省令の定める報告先には「保険者」ではなく「市町村」と記載されていることから、被保険者の属する保険者（市町村）および事業所の所在する市町村の両方へ報告するものとする。
- ③ 利用者個人の情報が含まれるため、その取り扱いに十分注意すること。
- ④ （3）については平成25年3月末までは青森県高齢福祉保険課へ報告することとなっていたが、県における事故発生時の報告取扱要領が廃止され、「社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領」に一本化されたため、平成25年4月より東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室へ報告するよう変更となっているので留意すること。

5. その他事業所の対応

- （1）事業所は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底すること。
- （2）発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための措置を講じるとともに、市町村からより詳細な確認等を求められた場合には再度報告を行うなど市町村の指示に従うこと。
- （3）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保管すること。

（報告先）〒039-3321

平内町大字小湊字小湊63

平内町役場 介護保険係

電話 017-755-2114（課直通）

FAX 017-755-2145（代表）

E-MAIL:kaigohoken@town.

hiranai.aomori.jp

※参考※

● 介護保険法に基づく報告根拠法令

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）

「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）

「介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号）

「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第41号）

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号）

「介護保険最新情報vol.943 介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和3年3月19日厚生労働省老健局）

○基準省令での規定

- ① 介護保険指定事業者（以下、事業者）はサービス提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、及び居宅サービスを利用している場合にあっては当該利用者に係る居宅介護支援事業所又は介護予防事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ② 事業者は、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- ③ 事業所は、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○基準省令解釈通知での規定

- ① 基準省令の事故発生時の対応の規定は、利用者及び入所者が安心して事業者のサービス提供を受けられるように事故発生時の速やかな対応規定したものである。
- ② 事業者が基準省令の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録は、2年間保存しなければならない。
- ③ サービス提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。
- ④ 事業所は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。
- ⑤ 事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

●「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類・二類・三類・四類・五類感染症

(1) 一類感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱

(2) 二類感染症

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（H5N1）

(3) 三類感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス及びパラチフス

(4) 四類感染症

E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ポツリヌス症、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SF T Sウイルスであるものに限る）

(5) 五類感染症

アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型、A型除く）、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群（無症状病原体保有者含む）、シアルジア症、梅毒（無症状病原体保有者含む）、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、風しん、麻しん、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、感染性胃腸炎、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く） 等